

令和元年第4回熊野町議会定例会

会議録（第2号）

1. 招集年月日 令和元年6月11日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開議年月日 令和元年6月12日

4. 出席議員（16名）

1番 水原耕一	2番 福垣内邦治
3番 光本一也	4番 中島数宜
5番 尺田耕平	6番 竹爪憲吾
7番 諏訪本光	8番 沖田ゆかり
9番 片川学	10番 時光良造
11番 民法正則	12番 荒瀧穂積
13番 山吹富邦	14番 山野千佳子
15番 中原裕侑	16番 大瀬戸宏樹

5. 欠席委員（0名）

なし

6. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	三村裕史
副町長	内田充
教育長	林保
総務部長	宗條勲
危機管理監	貞永治夫
民生部長	時光良弘
建設部長	沖田浩
教育部長	横山大治
建設部技術担当部長	林武史

総務部次長	堀野辰夫
民生部次長	西岡隆司
建設部次長	堂森憲治
建設部技術次長	桑垣誠
教育部次長	隼田雅治
財務課長	桐木和義
危機管理課長	堀野准
地域振興課長	西川伸一郎
税務課長	須賀雅彦
高齢者支援課長	西村ゆり
住民課長	立花太郎
子育て・健康推進課長	佛圓至裕
生活環境課長	宗像雅充
都市整備課長	福嶋春樹
上下水道課長	寺垣内栄作
生涯学習課長	榎並正和
会計課長	穂坂俊彦

~~~~~〇~~~~~

#### 7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|         |      |
|---------|------|
| 議会事務局長  | 西村隆雄 |
| 議会事務局書記 | 永谷望  |

~~~~~〇~~~~~

8. 議事日程（第2号）

開会宣告

- 日程第 1 報告第 3 号 継続費繰越計算書（一般会計）について
- 日程第 2 報告第 4 号 繰越明許費繰越計算書（一般会計）について
- 日程第 3 議案第 30 号 熊野町総合計画策定条例案について
- 日程第 4 議案第 31 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 32 号 平成30年7月豪雨に係る災害被害者に対する町民税等の

減免の特例に関する条例の一部を改正する条例案について

日程第 6 議案第 33 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
について

日程第 7 議案第 34 号 熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例案について

日程第 8 議案第 35 号 熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例及び重度心身障害者
医療費支給条例の一部を改正する条例案について

日程第 9 議案第 36 号 熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案について

日程第 10 議案第 37 号 熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正す
る条例案について

日程第 11 議案第 38 号 慶神橋災害復旧工事請負契約の締結について

日程第 12 議案第 39 号 令和元年度熊野町一般会計補正予算（第 1 号）について

日程第 13 議案第 40 号 令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）に
ついて

~~~~~○~~~~~

## 9. 議事の内容

（開会 9 時 30 分）

○議長（大瀬戸） ただいまの出席議員は 16 名です。定足数に達していますので、きの  
うに引き続き会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりです。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第 1、報告第 3 号、継続費繰越計算書（一般会計）につ
いて、報告を求めます。

提出者からの報告の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第 3 号、継続費繰越計算書につきまして、御説明を申し上げます。

平成 30 年度熊野町一般会計補正予算において議決をいただいた継続費につきまして  
は、合計 243 万 1,200 円の予算を令和元年度に繰り越ししました。

継続費の内容でございますが、「筆の里工房施設改修事業」及び「防災行政無線デジ  
タル化事業」につきまして、平成 30 年度予算計上額のうち、支払い残額を翌年度に

繰り越すものでございます。

明細は、別紙「繰越計算書」のとおりでございますので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により報告をさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、以上で報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第2、報告第4号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）について、報告を求めます。

提出者から報告の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 報告第4号、繰越明許費繰越計算書につきまして御説明申し上げます。

平成30年度熊野町一般会計補正予算において議決をいただいた繰越明許費につきましては、合計7億7,442万9,000円の予算を令和元年度に繰り越ししました。

繰越事業につきましては、平成30年7月豪雨に係る災害復旧事業及び災害関連事業、国の平成30年度補正予算により措置された補助事業などがございます。

繰越事業の内容を個別に説明いたしますと、「廃棄物中間処理・最終処分事業」につきましては、平成30年7月豪雨に対応する事業として、安芸地区衛生施設管理組合が実施する災害廃棄物処理事業が年度を繰り越して実施されるため、当該経費に係る組合への負担金が56万6,000円。

次に、「災害廃棄物処理事業」につきましては、本町が実施する一般家庭等から発生した災害廃棄物の撤去及び処理に係る経費が1億2,469万円。

「大原ハイツ緊急道路新設事業」は、冒険公園から体育館裏の出口までの避難路を整備するための経費が3,437万9,000円。

続きまして、「林地崩壊防止事業」は、災害により崩壊した林地等につきまして、保安上必要な施設を新設し、再度災害を防止するための経費が4,040万円。

「筆の里工房周辺整備事業」につきましては、筆の里工房の周辺に、体験交流を中心とする観光交流拠点として公園を整備するための経費が4,865万円。

「宅地内堆積土砂排除事業」につきましては、平成30年7月豪雨に対応する事業と

して、町民グラウンドに仮置きしております、土砂や流木などを搬出する経費として1億1,000万円。

続きまして、「公園・緑地等崩壊防止事業」につきましては、被災した神田緑地の復旧工事を実施する経費が3,167万5,000円。

「災害予防及び応急対策事業」につきましては、仮称でございますが、東部地域防災センター実施設計業務及び復興まちづくり計画策定業務に要する経費等が4,885万6,000円。

「初神地区避難路整備事業」につきましては、初神地区において災害時に住民が安全に避難できるよう道路を拡幅整備するための経費が2,150万円。

次に、「小学校大規模改修事業」及び「中学校大規模改修事業」につきましては、国の補正予算において措置された、普通教室を中心に空調設備を整備する経費が小学校1億3,171万2,000円、中学校6,901万4,000円。

ページをめくっていただきまして、最後に災害復旧費関係ですが、平成30年7月豪雨により被災した施設などを復旧する事業で、施設の分類ごとに計上しております。

「農地及び農業用施設災害復旧事業」が5,500万円、「林道災害復旧事業」が2,179万4,000円、「都市施設災害復旧工事」が2,000万円、「公立学校施設災害復旧事業」が918万3,000円、「社会教育施設災害復旧事業」が701万円をそれぞれ繰り越すものであります。

なお、財源内訳につきましては、国の補正予算により措置された交付金や平成30年度に同意された地方債を財源として実施するものでございます。

明細は、別紙「繰越計算書」のとおりでございますので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告をさせていただきます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ただいまの報告に対する質問はありませんか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 3月議会でも質問いたしましたが、大原ハイツの緊急道路新設事業ですが、梅雨前までには工事を完了したいとの御答弁がございましたが、現在道路のアスファルト舗装もできていないとのことですが、工事の完了予定はいつごろになるのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~



本条例案につきましては、総合的かつ計画的な町政の運営を図るため、総合計画の策定について、条例により必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、総務部次長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） 議案第30号、熊野町総合計画策定条例案の詳細につきまして、御説明申し上げます。

総合計画の策定につきましては、これまで地方自治法の規定により、議会の議決を経て、基本構想を策定することが義務づけられていましたが、地方自治法の改正に伴い、この規定が廃止されました。

しかしながら、総合計画は本町の今後の発展方向と実施する施策を明らかにするもので、本町の行政の基本的な指針となる重要な計画であることから、計画策定に関して、条例により必要な事項を定めるものでございます。

具体的には、第1条・第2条は、趣旨及び定義について、第3条においては、総合計画を策定し、これに基づく施策を計画的に実施することについて、第4条は、総合計画を町の最上位計画と位置づけ、他の個別計画においては、総合計画との整合を図ることについて、第5条・第6条は、基本構想の策定にあたり、審議会への諮問、議会への議決を経ることについて、第7条は、基本構想を実現するための基本的施策となる基本計画の策定について、第8条以降は、総合計画の公表などの必要事項を定めています。

また、附則第1条は施行期日を、第2条では、「熊野町総合基本計画審議会条例」の一部を改正し、計画の名称及び計画策定において諮問機関となる審議会の名称を「総合基本計画」から「総合計画」に変更するものでございます。

また、審議会委員につきましては、町政のさまざまな領域に関する計画案を審議していただくことから、幅広く柔軟に委員の任命ができるよう、条文を追加し、審議会の庶務につきましては、組織改編に伴い改正するものでございます。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） この審議会の条例の改正案で、その他町長が必要と認めるものという項目がふえておりますが、どのような方を想定していらっしゃるのか、具体的にお願いいたします。また、その改正後、新たな構成員の予定があるのかということもあわせてお願いします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 堀野総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（堀野） その他町長が必要と認めるものという条文なのですけれども、今考えておりますのが、総合戦略の中で審議会の委員さんの中に金融機関に入っているということがあります。

今までの審議会条例の中では、公的機関というふうなくくりはあるのですけれども、民間機関のほうがありませんので、その辺をちょっと想定して柔軟に対応できるようにこの条文をつけ加えさせていただいております。

審議会のメンバーにつきましては、まだこれからとなりますので、今はまだ決まっておられません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第30号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第30号については原案のとおり

可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第4、議案第31号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第31号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、投票所経費等の基準額が改定されたため、改定後の基準額を下回る、選挙長、開票管理者等の報酬額の改定を行うものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第31号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第31号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第5、議案第32号、平成30年7月豪雨に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第32号、平成30年7月豪雨に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

平成30年7月豪雨に係る災害被害者に対する町民税等の減免の特例に関する条例につきましては、平成30年8月7日に施行し、被災者に対し減免措置を講じてきたところでございます。

そのうち、国民健康保険税につきましては、納税義務者が死亡した場合には、全部。障がい者になった場合には、10分の9。住宅の損害の程度が全壊の場合には、全部。半壊以上及び床上浸水の場合には、2分の1の減免措置を平成30年度分に限り講じたところでございます。

今回の改正は、国の財政措置の延長に伴い、本年の4月から6月までの国民健康保険税に相当する額について、同様の減免を延長して措置するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○8番（沖田） この減免措置の対象者の人数がわかれば、今全壊、床上などいろいろ違っておりましたが、それぞれわかれば教えてください。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 須賀税務課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○税務課長（須賀） 対象者でございますが、まず、町民税のほうでございますが、減免対象者が60人、減免金額が356万7,000円でございます。

このうち、全部の減免の方が23人、2分の1の方が31人、4分の1の方が5人、8分の1の方が1名となっております。

固定資産税の減免につきましては、減免対象者数は81人となっております。減免金額がトータルで109万5,000円となっております。ちょっとこちらの固定資産税のほうは減免の内訳を持っておりませんので、後ほどお伝えしたいと思います。

そして、国民健康保険税でございますが、減免対象者が21世帯、減免金額が137万円でございます。全部免除の世帯が7世帯、半壊、大規模半壊、床上浸水の2分の1の減免が14世帯となっております。

このたび令和元年度で対象となる影響額を試算をしたところ、平成30年度同等の課税で計算した場合には、約35万円の減免になる見込みでございます。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第32号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第32号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第6、議案第33号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第33号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律及び関係政令の一部改正に伴い、関係する条文の変更を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、災害援護資金の貸し付けについて、保証人の有無を選択できるよう改正すること、据置期間経過後は延滞の場合を除き、利率を年3%としていますが、災害発生時に、その時点で他の公的貸し付け制度を参考として利率の

改定を行い、速やかに被災者への貸し付けができるよう、年3%以内で規則で定める率といたします。

また、償還方法として、現在、年賦償還または半年賦償還のみとしているところがございますが、月賦償還を追加するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第33号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第33号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第7、議案第34号、熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第34号、熊野町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴う、条例の一部改正でございます。

改正内容といたしましては、これまで都道府県知事が実施しておりました「放課後児

童支援員認定資格研修」を、指定都市の長も実施できることとされたため、町条例の一部を改正するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。ありませんね。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第34号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第34号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第8、議案第35号、熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例及び重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第35号、熊野町ひとり親家庭等医療費支給条例及び重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、平成30年8月24日付で県の福祉医療費公費負担事業費補助金要綱の一部が改正されたことに伴い、関係する条例に所要の変更を行うものでございます。

主な改正内容といたしましては、平成30年7月豪雨の被災者に係る福祉医療費助成対象者の所得制限等の緩和について適切な措置を講ずるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第35号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第35号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第9、議案第36号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第36号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、改正内容としまして、今年10月に予定されています消費税の引き上げに伴う増収分を財源として、所得の少ない第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置が強化されたものです。

従来から軽減措置とされてきました、第1段階の第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者まで広げ、これらの者の減額賦課に係る減額幅について改めたものです。

以上について、本条例に所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、高齢者支援課長から説明をさせます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

〇高齢者支援課長（西村） 議案第36号、熊野町介護保険条例の一部を改正する条例案の詳細について、御説明申し上げます。

資料7をごらんください。

まず、1、介護保険料についての（1）趣旨でございますが、令和元年10月1日からの消費税引き上げによる経済的影響を平準化することを目的として、低所得者の第1号被保険者に対する介護保険料の軽減措置を行うため、関係法令の改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。

これは、消費税による公費を投入して低所得者の保険料の軽減強化を行うもので、平成24年4月から一部実施を行っておりますが、令和元年10月の消費税10%の引き上げに合わせて、さらに軽減強化を行うものでございます。

従来から軽減措置が行われてきました、第1段階の第1号被保険者の減額賦課に係る減額幅を引き上げるとともに、軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者にまで広げ、これらの者の減額賦課に係る減額幅を定めるものでございます。

次に、（2）の改正の主な内容でございますが、介護保険の賦課が年度単位であることを踏まえて設定する必要があるため、令和元年度の保険料軽減強化については、令和元年10月以降の消費税引き上げによる財源の手当てであることを反映し、令和2年度以降の完全実施における軽減幅の半分の水準に形式的に設定することとしています。

令和元年度の年額保険料額は、資料中ほどの表のとおりとなり、保険料基準額6万8,355円に各割合を乗じた額となります。第1段階の保険料は、2万5,633円、第2段階の保険料は4万2,721円、第3段階の保険料は、4万9,557円となります。

2、施行日につきましては、この条例は、平成31年4月1日から適用いたします。

説明は、以上でございます。

〇議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。沖田議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○ 8番（沖田） 軽減措置の対象を第2段階、第3段階の第1号被保険者にまで広げていただいたということなのですが、これによって軽減措置の対象者がそれぞれ第2段階、第3段階何名の方が軽減措置の対象者になられたのかということと、この方たちに対する通知をどのようにするのかお伺いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 西村高齢者支援課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○高齢者支援課長（西村） 第2段階の対象者としまして644人、第3段階として569名の方が対象になります。この方たちの通知につきましては、介護保険料の年度算定が7月に行われますので、その結果が全て反映されることとなりますので、あわせて通知をさせていただきます。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） ほかにありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第36号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第36号については原案のとおり可決されました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） これより日程第10、議案第37号、熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○町長（三村） 議案第37号、熊野町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本条例案につきましては、本年10月から消費税が8%から10%に改正されることに伴い、本条例で定めている環境センターに持ち込まれる際の事業系の一般廃棄物の処理手数料を、現行の5キログラム当たり50円から50.5円に改めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第37号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第37号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第11、議案第38号、慶神橋災害復旧工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第38号、慶神橋災害復旧工事請負契約の締結につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

この契約は、平成30年7月豪雨により、出来庭6丁目にある慶神橋の橋台及び橋脚が被災し、通行不能となっていることから、既存の橋梁を撤去し、延長15メートル、幅員3メートルの橋梁を新設する工事を行う契約を締結するものでございます。

この工事の契約締結について、その予定価格が5,000万円を超えるため、議会の議決を求めるものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第38号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第38号については原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） これより日程第12、議案第39号、令和元年度熊野町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

~~~~~○~~~~~

○町長（三村） 議案第39号、令和元年度熊野町一般会計補正予算（第1号）案につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ1,968万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を97億6,722万6,000円とするものでございます。

まず、歳入予算について御説明いたします。8ページをお開きください。

14款国庫支出金の1項国庫負担金では、民生費負担金において、子供のための教育・保育給付費国庫負担金190万5,000円を増額するものでございます。2項国庫補助金では、民生費補助金において、障害者自立支援等諸費国庫補助金112万4,000円を増額。

次に、衛生費補助金におきましては、特定感染症検査等事業費補助金302万円を増

額するものでございます。

続いて、18款繰入金の2項基金繰入金では、事業費の増加に伴い、財政調整基金繰入金1,363万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。10ページをお開きください。

3款民生費の1項社会福祉費では、障害者総合支援事業において、就学前の障がい児の発達支援、無償化に伴うシステム改修費用として112万4,000円の増額、介護保険一般事業において介護保険特別会計への繰出金として26万3,000円を増額するものでございます。3項児童福祉費では、保育所運営一般事務事業において、幼児教育無償化に伴うシステム改修費用として190万5,000円を増額するものでございます。

次に、4款衛生費の1項保健衛生費では、感染症対策事業において、風疹予防対策として673万3,000円を増額するものでございます。

続いて、12ページをお開きください。

環境衛生事業においては、呉市内の火葬場を利用する際の施設使用料の補助金として966万円を増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 障害者総合支援事業なのですが、就学前の障がい児の発達支援。

障がい児の通園施設を利用する方なのですが、この無償化に係る費用の支払い方法は現物給付なのか、それとも償還払いなのかお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） 現物給付となっております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○ 8 番（沖田） 確認なのですけれども、熊野町の発達障がい児が熊野町内の通園施設に通う場合と、町外の通園施設に通う場合、どちらも対象となるということによろしいですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡民生部次長。

~~~~~○~~~~~

○民生部次長（西岡） 全て対象ということになっております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○ 8 番（沖田） 次に、感染症対策事業なのですけれども、この風疹の抗体保有率の低い 3 9 歳から 5 6 歳の男性に対する感染症予防のための対策事業ということで、既に 4 月からクーポン券を配布していると思うのですけれども、この配付の仕方が各市町村によって違うということをお伺いしていますが、熊野町においてはどのようなようになっているのかお伺いいたします。

他の自治体では、まず半分がクーポン券を発送して、残りの半分は手上げ方式で配付をするというようなどころもあると伺っておりますのでお伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 本町の対象者 2, 7 5 8 名おられます。そのうち、今年度につきましては 3 9 歳から 4 6 歳の方 1, 1 4 7 名の方に無料クーポン券を送る予定としております。他町では、もう既に送っているところもありますが、本町につきましては補正予算等の議決をいただいた後、速やかに送付をさせていただきたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○ 8 番（沖田） 3 9 歳から 4 6 歳の方に無料クーポンを今から配付ということによろし

いですか。

それでは、残りの47歳から56歳の方に関しては、手上げ方式ということは考えてはいらっしゃるということでしょうか。来年度から取り組まれるということですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 佛圓子育て・健康推進課長。

~~~~~○~~~~~

○子育て・健康推進課長（佛圓） 失礼しました。残りの方につきましては、来年度送付をさせていただきます。また、希望される方につきましては、役場のほうでクーポン券等お渡しするように考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにありませんか。諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 最後に説明がありました環境衛生費ですが、966万円。予算からいうと約20%ぐらいになりますが、これは値上げ等によるものですか。お聞きしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗像生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（宗像） 平成30年4月から広島中央地域連携中枢都市圏事業の一つとして、呉市に交付される特別交付税を活用しまして熊野の町民が呉市の火葬場を使用する際、使用料を呉市と同額まで引き下げていただいております。それが、特別交付税の対象とならないということで、昨年度末に通知をいただきましたもので、今回計上するものでございます。

なので、値上げをしてどうこうというのではなく、金額的には全く変わっておりません。住民さんの負担される金額につきましても、1万8,000円ということで変わっておりません。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~  
○7番（諏訪本） 済みません。ちょっとよくわからないのですが、要するに値上げはなしに額はふえるというのが、今の交付税、国との関係の、かつては呉市民と同じだったのが、熊野町民は呉市の方とは額が大きいのですか、多額であるというように考えていいわけですか。そのようになったというように考えていいですか。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） 宗像生活環境課長。

~~~~~○~~~~~  
○生活環境課長（宗像） 済みませんでした。平成30年度以前におきましては、呉市のほうで呉市民の方は1万8,000円。呉市外の方が使用された場合には6万円というお支払いをしておりました。徴収をされておりました。その差額の4万2,000円について、熊野町が葬祭された方に補助金を支給しております。

昨年平成30年度につきましては、先ほど説明しましたけれども、広島中央地域連携中枢都市圏事業の一つとして、呉市のほうがその差額について特別交付税で財源としてみますということで、呉市民と同額まで引き下げていただいておりますけれども、それがこのたび措置されないということで、昨年度末に通知がありましたので当初予算に計上できなかつたものですから、今回計上させていただきます。

以上です。

~~~~~○~~~~~  
○議長（大瀬戸） よろしいですか。他にありませんか。

（「質問なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第39号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第39号については原案のとおり

可決されました。

〇議長（大瀬戸） これより日程第13、議案第40号、令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。町長。

〇町長（三村） 議案第40号、令和元年度熊野町介護保険特別会計補正予算（第1号）案につきまして、御説明申し上げます。

保健事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ52万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を22億809万円とするものでございます。

歳入では、4款国庫支出金の2項国庫補助金において26万2,000円の増額、6項繰入金の一部、1項一般会計繰入金において26万3,000円の増額でございます。

歳出では、1款総務費において、介護報酬会計に伴うシステム改修費用として52万5,000円を増額するものでございます。

御審議の上、御承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〇議長（大瀬戸） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。ありますか。

（「質問なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） これをもって討論を終結します。

これより議案第40号について採決します。本案については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

〇議長（大瀬戸） 異議なしと認めます。よって、議案第40号については原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれにて散会とします。

お疲れさまでした。

(散会 10時24分)



上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

署名議員

署名議員

署名議員